

平成23年3月28日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○監査結果の公表..... 1

監 査 委 員 公 告

平成23年1月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月28日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成23年1月28日

2 請求人

秋田市南通亀の町10番37号 菅 原 名 奈 子

秋田市南通亀の町10番14号 菅 原 朋 子

3 請求の要旨（原文）

平成20年度と平成21年度に、国民体育大会と東北総合体育大会に係る選手と指導者の派遣に関する県の旅費のうち、秋田県フェンシング協会が選手と保護者からの委任を受けたとして県に提出した委任状と旅行証明書兼精算書について、偽造された蓋然性が極めて高いと思慮されるものであることから、当該2つの書類が適正に作成されたものであるか又、県の上記体育大会の派遣に関する事務についての監査を求めるものである。

（事由）

県の条例に基づき、平成22年11月10日付けで平成19年度から平成21年度の国民体育大会及び東北総合体育大会の派遣費に関する資料を請求したところ、平成22年11月30日付けで開示を受けたこの資料の中に、請求人及び請求人の長女の氏名を記した秋田県フェンシング協会の委任状及び旅行証明書兼精算書を発見するに至った。

このうち平成20年度と平成21年度の2つの書類に請求人と派遣選手である請求人の長女の氏名が記され、請求人の印鑑が押されたと推量される欄があった。

しかし請求人及び請求人の長女は開示を受けるまで当該2つの書類そのものを認知しておらず当然にして押印した事実も無い。

よって当該2つの書類は請求人の了承を得ないままに県フェンシング協会が作成し、県に提出した蓋然性が極めて高いと推量されるものである。

よって当該2つの書類が適正に作られたものであるかの監査を求めるとともに、仮に偽造されたものと判明された場合には秋田県フェンシング協会に返還を求めるよう県に勧告することを求めるものである。

4 事実証明書

平成20年度に行われた第35回東北総合体育大会及び第63回国民体育大会、平成21年度に行われた第36回東北総合体育大会及び第64回国民体育大会に関連する次の書類の写し。

支出負担行為兼支出命令書（旅費）、旅費計算書兼概算（精算）請求書（普通）、旅行証明書兼精算書（概算払）、旅費計算書兼請求内訳書、委任状、返納命令書（旅費）、旅費計算書兼変更請求書（普通）、秋田県選手団派遣要項

5 請求の対象となる職員

本件支出に関わった県職員

6 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 平成20年度及び平成21年度に県が秋田県フェンシング協会（以下「協会」という。）に対して支給した旅費の支給事務に違法性又は不当性がなかったか。
- (2) 旅費を支給した結果、県に損害が生じたか。

2 監査対象課

企画振興部スポーツ振興課

3 請求人の証拠の提出及び意見の陳述

法第242条第6項の規定により、平成23年2月17日に請求人に対し証拠の提出及び意見の陳述の機会を設けたところ、実際に旅行に要した費用は、支給された旅費より安く済んでいるはずであること等の主張がなされた。

なお、証拠の追加提出はなかった。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、協会が行った平成20年度及び平成21年度における当該旅費関係事務処理状況の確認のため、平成23年3月1日に協会関係者から聞き取りによる関係人調査を行ったところ、次のような回答が得られた。

事務は担当者1人のみで行っていた。

県民体育大会終了後、協会の選考委員会が派遣対象選手を選考し、秋田県体育協会に大会参加申込書を届出するとともに、県に旅費請求を行った。

旅費の積算は、県から示された料金基準（大会要項による基準）により算定していた。

委任状及び旅行証明書兼精算書の双方とも、旅行者（委任者）の承諾を得ないまま作成していた。

背景としては、選手選考から旅費請求までの期間が短期間のため、書類の作成が間に合わないという事情がある。

旅費対象経費としての旅行者負担は求めている。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 旅費支給の目的

対象となっている旅費は、国民体育大会及び東北総合体育大会（国民体育大会予選を兼ねている。）に県代表として参加する選手団の旅行費用を負担するもので、各大会の正式参加選手及び監督に対して支給されるものである。

(2) 旅費の支給事務

旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田県条例第63号。以下「条例」という。）に基づき支給される。

対象者は県職員以外の者であるが、条例第3条に基づき、県からの依頼等により旅行する場合の実費弁償として支払われる旅費として支給されている。

また、金額が未確定の場合にあらかじめ一定の金額を支払う概算払の方法により支払われている。

(3) 支給金額の算定方法と支給対象費用

支給金額は、条例第7条により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費として鉄道賃を基に算定するが、通常の算定方法では所要額より高額になることから、条例第41条第1項に基づき支給額の調整を行ったうえで支給している。

調整は各体育大会主催者が作成する大会要項により定められた費用額に応じて行われており、次の費用が支給されている。

交通費 秋田駅発着の額を、国民体育大会JR旅客運賃国体割引運賃と通常期急行料金により算定した額を支給

宿泊料 宿泊施設は各大会主催者による割り当てによって決められ、料金も各大会主催者が定めていることから、その必要額を支給

現地経費 出発日及び帰着日を除く旅行日数分について、1日1人当たり1,300円を支給

なお、平成20年度までは宿泊日数分の昼食代として日当を支給（各大会要項に定められた弁当代相当額）

入湯税 入湯税課税市町村に宿泊する場合は、所要額を支給

なお、本件請求の対象となった大会では、支出実績はなかった。

(4) 旅費の支出額

各大会ごとの旅費支出額は次のとおりであった。

平成20年度

第35回東北総合体育大会 開催期間：平成20年7月25日～7月27日

開催地：山形県米沢市

旅行者数16人 旅行期間2泊3日 1人当たり支給額27,820円

支給額計 445,120円

第63回国民体育大会 開催期間：平成20年9月12日～9月15日

開催地：大分県日田市

旅行者数10人 旅行期間4泊5日 1人当たり支給額 113,180円

支給額計 1,131,800円

なお、4名について宿泊料の返納を要したものがあったことから、1人当たり10,500円、計42,000円が返納された。

平成21年度

第36回東北総合体育大会 開催期間：平成21年8月21日～8月23日

開催地：青森県むつ市

旅行者数17人 旅行期間2泊3日 1人当たり支給額 31,880円

支給額計 541,960円

第64回国民体育大会 開催期間：平成21年10月2日～10月5日

開催地：新潟県聖籠町

旅行者数11人 うち旅行期間4泊5日3人 1人当たり支給額51,280円

うち旅行期間2泊3日8人 1人当たり支給額30,830円

支給額計 400,480円

(5) 平成20年度及び平成21年度の旅費支給事務処理状況

ア 支出手続

(ア) 旅費請求・受領事務の委任

旅行者個人に支給するのでは事務が繁雑になることから、協会職員（派遣費担当者・受任者）が旅行者（各競技大会参加者）から委任を受けて旅費の請求・受領事務を行うようにしている。（秋田県財務規則第97条の規定により、委任は認められている。）

(イ) 競技団体に対する説明

毎年度、協会を含む各競技団体に対して、秋田県選手団派遣要項の内容や旅費請求手続等について説明を行った。

説明は、平成20年度は5月22日に、平成21年度は5月21日に実施した。

(ウ) 旅行者への派遣通知と各大会秋田県選手団派遣要項の送付

財団法人秋田県体育協会から参加者名簿を添えた秋田県選手団派遣承認依頼の提出を受け、同協会あてに派遣承認通知、派遣通知及び選手団派遣要項を送付した。

(エ) 旅費支出手続

協会から提出された旅費計算書兼請求内訳書、委任状、派遣費担当者名簿と、財団法人秋田県体育協会より回送される大会参加申込書（参加者名が記載されている。）をそれぞれ照合し、費用積算、対象者に誤りがないか確認したうえ、協会に対し旅費を支給した。

(オ) 精算手続

旅行終了後、協会より旅行証明書兼精算書の提出を受け、委任状の印影を照合し、精算額の確認を行った。

なお、平成20年度国民体育大会の参加者4名については、実際に要した宿泊料が旅費として支給した金額を下回ったことから、旅費計算書兼変更請求書を提出させたうえ、当該額を返納させた。

2 請求人の主張に対する監査対象課の見解

(1) 旅行後の精算について

旅費（交通費）は鉄道賃を基に定額支給しているが、実際には自動車等を使用して旅行した場合であっても、「旅費支給事務の取扱いについて」（平成14年3月26日人-2382秋田県総務部長通知）の規定により、精算を要しないものとする。

(2) 旅費請求・受領の委任について

旅行者による委任行為は競技団体内部で適正に行われるべきものであり、県は直接関与していない。

県では提出のあった委任状や旅行証明書兼精算書の内容について、旅行者氏名、支給金額、印鑑の押印が適正に整っているか確認しており、委任者印及び旅行者確認印が押印されている以上、当然旅行者は委任及び精算に同意していると見なしている。

(3) 事後の事実確認

本件の問題発覚後、平成19年度から平成22年度までの各年度に提出された委任状及び旅行証明書兼精算書にある印影を確認したところ、不審な点は見受けられなかった。

また、平成20年度と平成21年度の大会出場選手・監督と旅費支給対象者について、大会参加申込書との照合により確認したが、支給対象者に誤りはなかった。

(4) 請求人が求める措置(旅費返還請求)について

旅費は条例に基づき定額支給されており、実際に大会参加のための旅行も行われていることから、県への返還は要しないものとする。

第4 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

住民監査請求制度は、地方公共団体の機関又は職員の違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実がある場合に限り、監査請求を行うことを認めたものであると解される。

そのため、県が行った協会への旅費支給事務処理について、そうした行為又は事実があるかどうかについて判断する。

1 県の旅費支給事務処理について

請求人は、協会から県に提出された委任状及び旅行証明書兼精算書は旅行者の了承を得ずに作成されたものであり、偽造されたものであると主張している。

協会関係者に対する関係人調査においても、それらの書類を旅行者の承諾を得ずに作成していた旨の回答を得ている。

しかし、委任状及び旅行証明書兼精算書の双方とも、正当な旅行者の氏名や住所が記載されているほか、旅行者名と同一の印影があることが確認でき、その印影が旅行者の承諾を得ずに押印された、あるいは旅行者の印章ではない印章により押印されたものであったと疑うに足る痕跡は見受けられない。

また、県は旅費支給事務処理を行う上で、旅行者が委任を行う意思の有無や委任状及び旅行証明書兼精算書が正当に作成されたかどうか個々に確認することまで求められてはいない。

そのため、委任状及び旅行証明書兼精算書が旅行者の承諾を得ずに作成されたものであったとしても、そのことは協会内部で行われたものであり、県が委任状及び旅行証明書兼精算書は真正に成立したのものとして旅費支給事務処理を進めたことをもって、必要な注意を怠っていたとはいえない。

また、その他の旅費支給事務処理にも不備は見受けられない。

従って、県の旅費支給事務に違法性又は不当性があつたとはいえない。

2 県の被った損害について

請求人は、委任状及び旅行証明書兼精算書が偽造されたのであれば、県は協会に対し旅費の返還を請求するよう求めている。

しかし、各旅行者は旅費支給対象である各競技大会に参加していることから旅費支給の目的は果たされており、また、旅費支給事務に違法性又は不当性があつたとはいえないことから、県に損害が生じているとはいえない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がない。

付記

協会の事務処理には内部けん制が働いていない事案が見受けられるので、県は、協会に対し、内部けん制体制の構築も含めた経理・監査体制の充実を強く指導されたい。

また、国民体育大会及び東北総合体育大会に係る派遣選手等の旅費については、協会職員が旅行者から委任を受けて当該旅費の請求・受領事務を行っているが、その手続を行う上で相当数の委任状を必要とするなど、事務処理が煩雑になっている。

他県では派遣費用を補助金としている例もあり、旅費によって支給することが適当か検討されたい。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号